

## 千葉市子どもの貧困対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、本市における子どもの貧困対策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とし、千葉市子どもの貧困対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。  
2 会長は、こども未来局こども未来部長をもって充てる。  
3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。  
4 委員は、別表に定める課等の長をもって充てる。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所管する。  
(1) 子どもの貧困対策に関する施策の総合的な企画に関すること。  
(2) 子どもの貧困対策に関する施策の連絡調整に関すること。  
(3) 「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」の推進に関すること。  
(4) その他子どもの貧困対策に関し、必要なこと。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、議事を進行する。  
2 委員は、協議会に出席できないときは、その指名する者を代理で協議会に出席させることができる。  
3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (担当者会議)

第5条 会長及び委員は、必要な検討及び連絡調整を行うための担当者会議を随時開催できる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、こども未来局こども未来部こども家庭支援課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成28年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

## 別表

| 局 等          | 職 名            |
|--------------|----------------|
| 保健福祉局        | 保護課長           |
| 保健福祉局健康福祉部   | 健康支援課長         |
| こども未来局こども未来部 | こども企画課長        |
| こども未来局こども未来部 | 健全育成課長         |
| こども未来局こども未来部 | 青少年サポートセンター所長  |
| こども未来局こども未来部 | 幼保支援課長         |
| こども未来局こども未来部 | 幼保運営課長         |
| こども未来局こども未来部 | 児童相談所長         |
| こども未来局こども未来部 | こども家庭支援課長（事務局） |
| 経済農政局経済部     | 雇用推進課長         |
| 都市局建築部       | 住宅政策課長         |
| 都市局建築部       | 住宅整備課長         |
| 教育委員会教育総務部   | 総務課長           |
| 教育委員会教育総務部   | 企画課長           |
| 教育委員会教育総務部   | 教育職員課長         |
| 教育委員会学校教育部   | 学事課長           |
| 教育委員会学校教育部   | 教育改革推進課長       |
| 教育委員会学校教育部   | 教育指導課長         |
| 教育委員会学校教育部   | 教育支援課長         |
| 教育委員会学校教育部   | 保健体育課長         |
| 教育委員会学校教育部   | 教育センター所長       |
| 教育委員会学校教育部   | 養護教育センター所長     |
| 教育委員会生涯学習部   | 生涯学習振興課長       |
| 合計 23人       |                |